

156話 柔道整復師の正しいかかり方

「接骨院」「整骨院」で治療にあたる人は「柔道整復師」と呼ばれています。国家資格ではあるものの、彼らは「医師」ではないため、健康保険の適用が制限されています。知らなかったためにおこる医療費トラブルに巻き込まれないよう、正しい知識をもって、適切な受診をしてください。

こんな場合は、 健康保険が使えます

1. 急性または亜急性^{*}の外傷性の捻挫、打撲、挫傷（肉離れ）
※急性と慢性の中間に位置する状態
2. 骨折、脱臼（応急処置のみ。その後の施術には医師の同意が必要）



こんな場合は、 健康保険が使えません

1. 日常生活による疲労、肩こり、腰痛、体調不良
2. スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛
3. 疾病（リウマチ、五十肩、関節炎など）からくる痛みやこり
4. 打撲や捻挫が治った後のマッサージ代替りの利用
5. 同一部位の治療に関する医師との重複受診 など



健康保険で 柔道整復師に かかるときの ポイント

①負傷原因は正確に伝える

負傷原因が労働災害に該当する場合は健康保険は使えません。また加害者がいる負傷の場合は健保組合に連絡が必要です。

②「療養費支給申請書」の委任欄には自分で署名・捺印をする

申請書の負傷原因・負傷名・日数・金額をよく確認し、必ずご自分で署名・捺印をしてください。

③領収書は必ずもらって保管し、医療費通知で金額・日数の確認をする

④「ついでにほかの部分も」などの「ついで」受診はしない

⑤施術が長期にわたる場合は医師の診断を受ける

施術内容について健康保険組合からお尋ねすることがあります。

保険証を使うと3割負担になります。

あとの7割はみなさまの健康保険料からなるひかり健康保険組合で負担しています。

当組合は、みなさまの保険料を無駄にしないように、医療の適正化及び健全化に取り組んでいます。

このため、請求に誤りがないか、施術を受けられた方に負傷の原因、
施術部位や回数などの照会を行っていますので、ご協力をお願いいたします。

『ジェネリック医薬品の使用をお薦めします！』

ジェネリック医薬品とは…

皆様の医療費の自己負担を軽減する薬です。

価格は平均すると新薬の約半分。皆様のお薬代負担軽減に貢献!!

値段が安くて効き目は同じ！

ジェネリック医薬品は、厚生労働省が先発医薬品（新薬）と同等と認めた医薬品です。

新薬の特許満了後に、有効成分、効能及び効果が同じ医薬品として新たに申請され、販売される安価な医薬品です。

※ジェネリック医薬品は医療用医薬品です。

お薬の種類・処方等については、医師・薬剤師の先生にご相談ください※

ひかり健康保険組合では、加入者皆様の健康維持・増進を目的とした保健事業を展開していきます。

